

ムーンショット型研究開発事業

プロジェクトマネージャー(PM) 公募

令和 7 年度 公募要領本紙

(目標共通)



ムーンショット型研究開発事業部

2025 年 3 月

目次

第 0 章 応募・参画を検討されている方々へ	6
0.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	6
0.2 ダイバーシティの推進について	7
0.3 公正な研究活動を目指して	9
第 1 章 ムーンショット型研究開発事業の概要	10
1.1 運営方針・体制	10
1.1.1 運営方針	10
1.1.2 全体運営体制	10
1.1.3 PM 等の役割	10
1.1.4 JST に設置した委員会等の役割	11
1.2 事業運用の流れ	12
1.2.1 PM の募集・選考	12
1.2.2 PM による研究開発プロジェクトの作り込み及び実施	12
1.2.3 PD による PM に対する評価等の実施	13
1.2.4 その他	13
第 2 章 利益相反マネジメントの実施	14
2.1 選考に関わる者の利益相反マネジメント	14
2.2 PM との利益相反マネジメント（PM と課題推進者との利益相反）	14
2.3 PM との利益相反マネジメント（PM に関する機関）	15
2.4 JST の利益相反マネジメント	16
第 3 章 PM 採択後の研究開発推進について	17
3.1 PM による研究開発プロジェクトの作り込み	17
3.2 PM による研究開発プロジェクトの実施	18
3.3 委託研究契約等	19
3.4 研究開発費	20
3.4.1 直接経費	20
3.4.2 間接経費	22
3.4.3 複数年度契約と繰越制度について	22

3.5 PD による PM に対する進捗管理、評価等	22
3.6 PM 等の役割及び責務について	24
3.6.1 PM の役割及び責務.....	24
3.6.2 代表機関の役割及び責務	25
3.6.3 課題推進者の役割及び責務.....	25
3.7 契約に当たり PM 及び課題推進者の特に注意すべき事項.....	26
3.8 契約に当たり研究開発機関等の特に注意すべき事項.....	28
3.9 その他留意事項.....	32
3.9.1 出産・子育て・介護支援制度.....	32
3.9.2 JREC-IN Portal のご利用について	32

第 4 章 応募に際しての注意事項 33

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について.....	33
4.2 重複応募の制限	35
4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置	36
4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保	39
4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）.....	39
4.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について.....	42
4.7 繰越について.....	43
4.8 府省共通経費取扱区分表について	43
4.9 費目間流用について	44
4.10 年度末までの研究開発期間の確保について	44
4.11 間接経費について	44
4.12 研究設備・機器の共用促進について	45
4.13 博士課程学生の処遇の改善について	46
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	48
4.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	48
4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について.....	49
4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	50
4.18 URA 等のマネジメント人材の確保について	50

4.19 社会との対話・協働の推進について	51
4.20 オープンサイエンスの促進について	52
4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について	55
4.22 NBDC からのデータ公開について	55
4.23 動物実験基本指針における外部検証の受検について	56
4.24 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて	56
4.25 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について	57
4.26 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	58
4.27 競争的研究費改革に関する記載事項	58
4.28 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	58
4.29 不正使用及び不正受給への対応	60
4.30 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	62
4.31 関係法令等に違反した場合の措置	62
4.32 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	62
4.33 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	66
4.34 e-Rad 上の課題等の情報の取り扱いについて	67
4.35 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	67
4.36 研究者情報の researchmap への登録について	67
4.37 JST からの特許出願について	68
4.38 特許出願非公開制度について	68
4.39 「スタートアップ育成 5 か年計画」への対応について	68

第 5 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について..... 70

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	70
5.2 e-Rad を利用した応募方法	70
5.3 その他	71

以下、別紙ならびに別添資料については、
ムーンショット型研究開発事業 本公募ウェブページに掲載しています。

<https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/index.html>

○公募要領別紙 1（目標●）（●は目標番号）

○公募要領別紙 2「研究開発構想（目標●）」（●は目標番号）

○公募要領別紙 3「PD の方針（目標●）」（●は目標番号）

○別添 1 ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について

○別添 2 ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針

第0章 応募・参画を検討されている方々へ

0.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



0.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来よ

り実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

0.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第1章 ムーンショット型研究開発事業の概要

1.1 運営方針・体制

1.1.1 運営方針

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）は、未来社会を展望し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象として、人々を魅了する野心的な目標（ムーンショット目標（以下、「MS 目標」という。））の達成に向け、文部科学省が挑戦的研究開発を推進すべき分野・領域等を定めた研究開発構想（以下、「構想」という。）に基づき、研究開発を実施します。ムーンショット型研究開発事業（以下、「本事業」という。）の実施に当たり、MS 目標達成及び構想実現に向けた研究開発プロジェクトを提案しマネジメントするプロジェクトマネージャー（以下、「PM」という。）を公募します。本事業は、競争的研究費制度に該当します。

1.1.2 全体運営体制

本事業の運営全般については、JST 内に設置したガバニング委員会が統括します。さらに、全般的なマネジメントについては、MS 目標達成及び構想実現に向けて JST が任命したプログラムディレクター（以下、「PD」という。）が実施します。各 PD の指揮の下、採択された各 PM が MS 目標達成及び構想実現に向けた各研究開発プロジェクトを実施することとなります。（図1参照）

1.1.3 PM 等の役割

(1) PM

PM は、国内外のトップ研究者や若手・シニア等多様な研究者の英知を結集し、MS 目標達成からバックキャストした MS 目標達成に至るシナリオの策定、従来技術の延長ではないより大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発プロジェクトの設計、研究開発体制の構築、実施管理、PM を支援する体制の整備、及びそれに伴う諸業務（以下、「PM 活動」という。）等、自らの指揮で各研究開発プロジェクトのマネジメントを行い、研究開発プロジェクト全体の責任を負います。PM は、原則として PM 活動に専念する必要があります。

(2) 課題推進者

課題推進者は、MS 目標達成及び構想実現に向けて、PM が指示した、研究開発プロジェクトにおける研究開発の分担内容を実施します。

(3) 代表機関

代表機関は、PM 活動を効果的・効率的に実施できるよう努めるとともに、PM 活動を支援す

る業務を主に担う、PM の雇用主である機関です。

1.1.4 JST に設置した委員会等の役割

(1) ガバニング委員会

外部の有識者で構成されるガバニング委員会は、事業運営の重要方針・方法の決定、PM の選定、研究開発プロジェクトの実施の決定、研究開発プロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等の決定等、本事業の運営上の重要案件の審議を行います。ガバニング委員会での審議内容については、JST が決定します。

(2) PD

MS 目標達成及び構想実現に向けて JST が任命した PD は、PM の選考、ポートフォリオ（研究開発プロジェクトの構成（組み合わせ）、資源配分等の方針をまとめたマネジメント計画）の戦略的構築、研究開発プロジェクトの実施の決定、評価等の他、サイトビジット等を通した日常的な研究開発プロジェクトの進捗管理に基づく PM への研究開発プロジェクトの推進指示等、MS 目標達成及び構想実現に向けた諸業務を行います。PD は、PD を補佐するサブ PD や、外部の有識者であるアドバイザー等の協力を得てこれらの業務を行います。なお、審査に携わる評価関係者は、一連の審査で取得した一切の情報を、評価関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないことが義務づけられています。

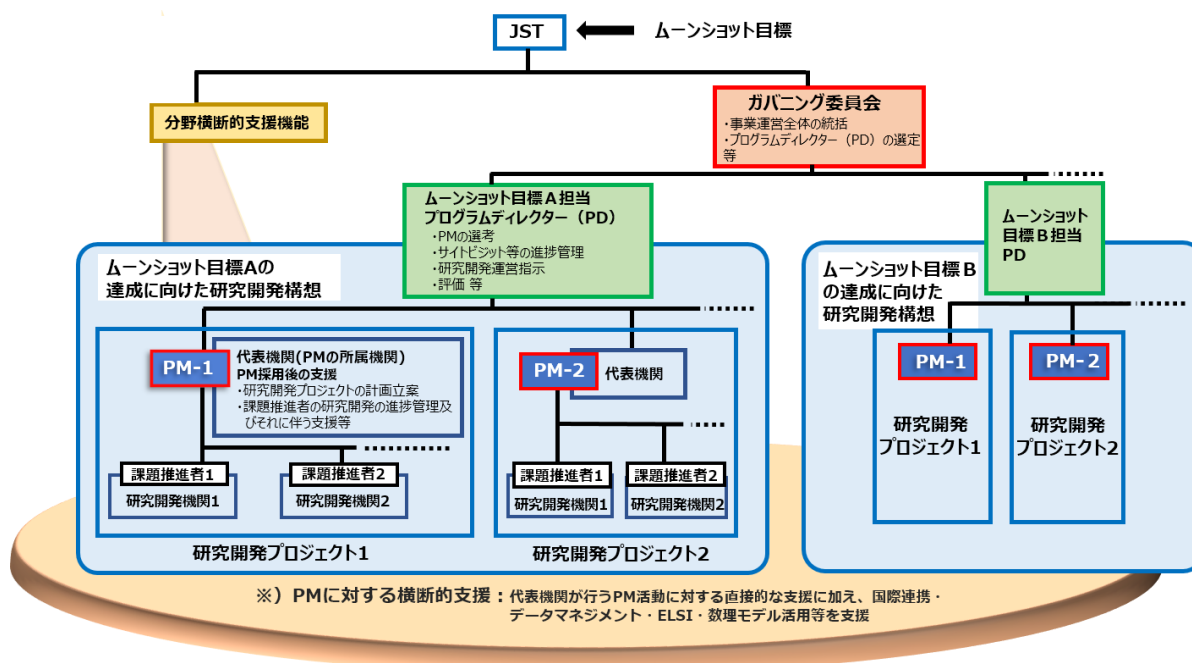


図 1 ムーンショット型研究開発事業の全体運営体制図

1.2 事業運用の流れ

1.2.1 PM の募集・選考

JST は、総合科学技術・イノベーション会議（以下、「CSTI」という。）が定める MS 目標及び文部科学省が定める構想に基づき、研究開発プロジェクトを推進する原則複数の PM を募集・選考します。

※募集・選考の詳細については、公募要領別紙 1（目標●）（●は目標番号）をご参照ください。

1.2.2 PM による研究開発プロジェクトの作り込み及び実施

（1）研究開発プロジェクトの作り込み

採択された PM は、サブ PD やアドバイザー等の協力を得た PD の指揮の下、研究開発プロジェクトの作り込みを行います。作り込み期間では、応募時に提案した研究開発プロジェクトの内容のブラッシュアップ（見直し及び具体化）等を行います。作り込み内容は、MS 目標達成に至るシナリオの見直し、研究開発プロジェクトの詳細計画の立案及び代表機関による PM 活動に対する支援体制の構築等です。

PD はサブ PD やアドバイザー等の協力を得て、作り込みの内容の妥当性を判断します。その内容が妥当と認められた PM は、認められた内容（以下、「研究開発プロジェクト実施計画」という。）に基づき、研究開発プロジェクトの実施が可能となります。

※ 詳しくは、「3.1 PM による研究開発プロジェクトの作り込み」をご参照ください。

（2）研究開発プロジェクトの実施

研究開発プロジェクトの実施に当たっては、国内外のトップ研究者や若手・シニア等多様な研究者の英知を結集した研究開発体制を構築するものとします。PM は、指名や公募等の適切な方法により課題推進者を選定し、研究開発体制を構築します。なお、研究開発体制の構築は、原則作り込み期間に実施しますが、進捗状況や外部環境の変化等に応じ、研究開発プロジェクト実施期間中においても、課題推進者の追加、変更等は可能です。また、本制度の趣旨に鑑み、海外の最先端研究者の取り込みや、技術的優位性を維持しつつ、国際的な共同研究も積極的に推進していただきます。

研究開発プロジェクトの開始に当たり、代表機関及び課題推進者の所属する機関は、参画する研究開発プロジェクトの実施規約への誓約の他、JST との委託研究契約の締結が必要となります。

※詳しくは、「3.2 PM による研究開発プロジェクトの実施」をご参照ください。

1.2.3 PD による PM に対する評価等の実施

PD は、サブ PD やアドバイザー等の協力を得て、研究開発プロジェクト実施期間中に PM に対する評価を実施します。PM に対する評価は、研究開発プロジェクト実施計画で策定したマイルストーンに対する進捗状況、及び PM のプロジェクトマネジメントの状況等に基づき実施します。評価結果によって研究開発プロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等となる場合もあります。

「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針（別添 2）」に基づく外部評価及び毎年度の自己評価等の詳細は、「3.5 PD による PM に対する進捗管理、評価等」をご参照ください。

1.2.4 その他

本事業の運用に際しては、CSTI 及び健康・医療戦略推進本部が定める「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について（別添 1）」（総合科学技術・イノベーション会議、健康・医療戦略推進本部：平成 30 年 12 月 20 日、令和 2 年 2 月 27 日改定）に基づき定められる「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針（別添 2）」（内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省：令和 2 年 2 月 4 日、令和 3 年 12 月 28 日改定）等にも準拠します。

第 2 章 公募・選考における利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

2.1 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、【様式 7】利益相反に関する情報に具体的に記載してください。

- a. 提案者と親族関係にある者
- b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者
- c. 提案者と緊密な共同研究開発を行う者（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究開発メンバー、あるいは提案者の他の研究開発プロジェクトの中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究開発グループに属していると考えられる者）
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- e. 提案者の研究開発プロジェクトと学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者

2.2 PM との利益相反マネジメント（PM と課題推進者との利益相反）

PM と課題推進者との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

- a. PM 自身が課題推進者となる場合
- b. PM と親族関係にある者
- c. PM の兼業元又は出向元である大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者
- d. PM と緊密な共同研究開発を行う者（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究開発メンバー、あるいは研究開発課題の中での共同研究者等をいい、PM と実質的に同じ研究開発グループに属していると考えられる者）

- e. PM と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- f. その他 JST が PM と利害関係にあると判断した者

なお、国内外のトップ研究者や若手・シニアなど多様な研究者の英知を結集するという本事業の趣旨に鑑み、PM との利害関係を画一的な基準によって判断し、プロジェクトから予め一律に排除することはありません。PM と課題推進者との間で一定の利害関係があったとしても、プロジェクト参加への必要性、合理性、妥当性等が認められれば、プロジェクトへの参加は必ずしも妨げません。

そのため、PM との利害関係者が課題推進者として含まれているか否かを面接選考の場で確認することがあります。課題推進者との利益相反マネジメントを実施するに当たり、面接選考対象者には、別途資料を提出いただく場合があります。

2.3 PM との利益相反マネジメント（PM に関する機関）

「PM に関する機関」を研究開発機関等とした体制による提案を行い、「PM に関する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、PM の利益相反に該当する可能性があります。従って、PM と「PM に関する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「PM に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の研究機関をいいます。

- a. PM、PM の配偶者もしくは PM の一親等内の親族の研究開発成果を基に設立した機関
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. PM、PM の配偶者もしくは PM の一親等内の親族の研究開発成果が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関
- c. PM が株式を保有している機関
- d. PM が実施料収入を得ている機関

このため、「PM に関する機関」が研究開発機関等に含まれているか否かを面接選考の場で確認することがあります。利益相反マネジメントを実施するに当たり、面接選考対象者には別途資料を提出いただく場合があります。

2.4 JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

このため、出資先企業が研究開発機関等に含まれているか否かを面接選考の場で確認することがあります。利益相反マネジメントを実施するに当たり、面接選考対象者には別途資料を提出いただく場合があります。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については、以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は、本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について、面接選考の場で確認することがあります。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

第3章 PM 採択後の研究開発推進について

3.1 PM による研究開発プロジェクトの作り込み

PM は、サブ PD やアドバイザー等の協力を得た PD の指揮の下、研究開発プロジェクトの作り込みを行います。具体的な作り込み内容は、研究開発の詳細計画の立案（ELSI 等を意識した MS 目標達成からバックキャストしたシナリオの策定、研究開発プロジェクト目標・マイルストーンの設定を含む研究開発計画の作成及び研究開発体制の構築等）及び代表機関による PM 活動に対する支援体制の構築等となります。作り込みの過程では、技術動向等各種調査やワークショップ、シンポジウム等を開催することにより、MS 目標を達成するために様々な分野の意見を取り込み、応募時に提案した研究開発プロジェクトの内容のブラッシュアップ（見直し及び具体化）等を実施し、MS 目標達成に向けてより効果的・効率的な研究開発計画を立案します。作り込み期間は、原則、採択後約 2 ヶ月以内とします（なお、採択後原則約 1 ヶ月以内（現在の所属機関以外を代表機関とする場合には、3 ヶ月以内）に代表機関が確定していない場合は、研究開発を実施することはできません）。

【研究開発プロジェクトの作り込みの内容として必要な事項】

(1) 研究開発プロジェクトの内容のブラッシュアップ（見直し及び具体化）

○シナリオの策定及び研究開発プロジェクト目標・マイルストーンの設定

- ・ 2050 年の MS 目標が達成された時点の未来社会からバックキャストし、プログラムの研究開始時点から 3 年目、5 年目、8 年目及び 10 年目、さらに MS 目標が達成された時点までを外挿し、既存研究開発プロジェクトとの連携を含めた研究開発プロジェクトとして取り組むべきシナリオを策定
- ・ シナリオ実現に向け、研究開発プロジェクト目標の設定、及び評価時において研究開発プロジェクトの進捗について定量的に評価が可能なマイルストーンを設定

※ 作り込み時に予め定めたマイルストーンを基に、評価を実施します。

○ 具体的な研究開発計画及び研究開発体制の立案

- ・ MS 目標達成のため、プログラムの研究開始時点から 3 年目、5 年目、8 年目及び 10 年目まで研究開発プロジェクトとして取り組むべきシナリオに基づいた、既存研究開発プロジェクトとの連携を含めた具体的な研究開発計画（研究開発項目、内容・アプローチ、予算配分計画等）及び研究開発体制を構築する計画を立案

○ 研究開発体制の構築

- ・ 前項で作成した計画の実行に当たり、必要な課題推進者の選定計画（研究開発体制における位置づけ、選定期間、方法等）
- ・ 研究開発プロジェクト開始時点で参画する課題推進者の選定
- ・ 当該課題推進者の研究開発計画（研究開発項目、内容・アプローチ、予算配分計画等）
- 様々な分野の英知・知見の結集
 - ・ 技術動向等各種調査の実施
 - ・ ワークショップ、シンポジウムの開催等

（2）PM 活動の支援体制の構築

- 代表機関の確定
- PM 活動を支援する体制整備計画の立案
- 研究開発プロジェクト開始時点で必要となる支援体制の構築及び環境の整備

（3）その他

- 研究開発プロジェクトへ参画する際に遵守すべき事項を定めた実施規約の調整及び整備
- 活動拠点の国内への速やかな移動（採択時、活動拠点が海外にある場合）

3.2 PM による研究開発プロジェクトの実施

PD がサブ PD やアドバイザー等の協力を得て、作り込みの内容の妥当性を判断します。その内容が妥当と認められた PM は、研究開発プロジェクトの実施が可能となります。研究開発プロジェクトの実施に当たり、PM は、予め選定した各課題推進者等と研究開発計画の調整を行います。課題推進者は、研究開発プロジェクトにおける研究開発のうち、PM から指示された研究開発の範囲を実施することになります。具体的には、PM は、当該研究開発の範囲を実施する目的、範囲内で達成すべき目標を明確にし、課題推進者は PM から示された実施目的、目標に基づいて研究開発計画の立案を行います。PM 等によって承認された研究開発計画に基づき、課題推進者は PM のマネジメントの下で研究開発を実施します。PM は、適宜各課題推進者の実施する研究開発進捗状況の把握に努め、課題推進者に対して指示・助言を行います。なお、PM が自ら研究開発を実施することについて、PD はサブ PD やアドバイザー等の協力を得て判断します。承認を得た場合、PM は、自身も研究開発に参画できるものとします。

PM は、研究開発プロジェクト実施期間中、当該研究開発プロジェクトに関連する経済・社会環境の情勢把握に努め、自らが作成した MS 目標達成に至るシナリオ等の妥当性を確認しながら研究開発プロジェクトを実施する必要があります。成功した場合に研究成果が期待できるが、技術的な精査が必要な課題がある場合は、実現可能性調査（Feasibility Study）として開始するなど、破壊

的イノベーションの創出を目指しハイリスク・ハイインパクトな研究開発を支援する制度趣旨（別添1「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について」参照）を踏まえ、スモールスタート及びステージゲートの考え方を踏まえたマネジメントが行われることを期待します。PM は、PD の指揮の下、自らの権限と責任で、研究開発の進捗状況や外部環境の変化等に応じてプロジェクトにおける個別の研究開発課題の加速、減速、一部研究成果のスピンアウトも含めた方向転換等を機動的かつ柔軟に推進する必要があります（別添2「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」に基づき、外部評価及び自己評価の結果を踏まえ、プロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等を決定）。

また、本制度の趣旨に鑑み、海外の最先端研究者の取り込みや、技術的優位性を維持しつつ国際的な共同研究も積極的に推進していただきます。

なお、研究開発プロジェクトの開始に当たり研究開発機関等は参画する研究開発プロジェクトの実施規約への誓約の他、JST との委託研究契約の締結が必要です。

3.3 委託研究契約等

- a. 研究開発プロジェクトの実施に当たり、JST は研究開発機関等との間で、原則として委託研究契約を締結します。なお、委託研究契約に先立ち、研究開発プロジェクトに参画する研究開発機関等及び JST において、知的財産、秘密保持の取り扱い等、研究開発プロジェクトの運用に必要な諸般の規程を定めた実施規約を作成し、研究開発機関等はこれに誓約する必要があります。
- b. 研究開発機関等との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究開発機関等では研究開発が実施できないことがあります。

※ 詳しくは、「3.8 契約に当たり研究開発機関等の特に注意すべき事項」をご参照ください。

- c. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究開発機関等が遵守すること等を条件

として、原則として研究開発機関等に帰属します。

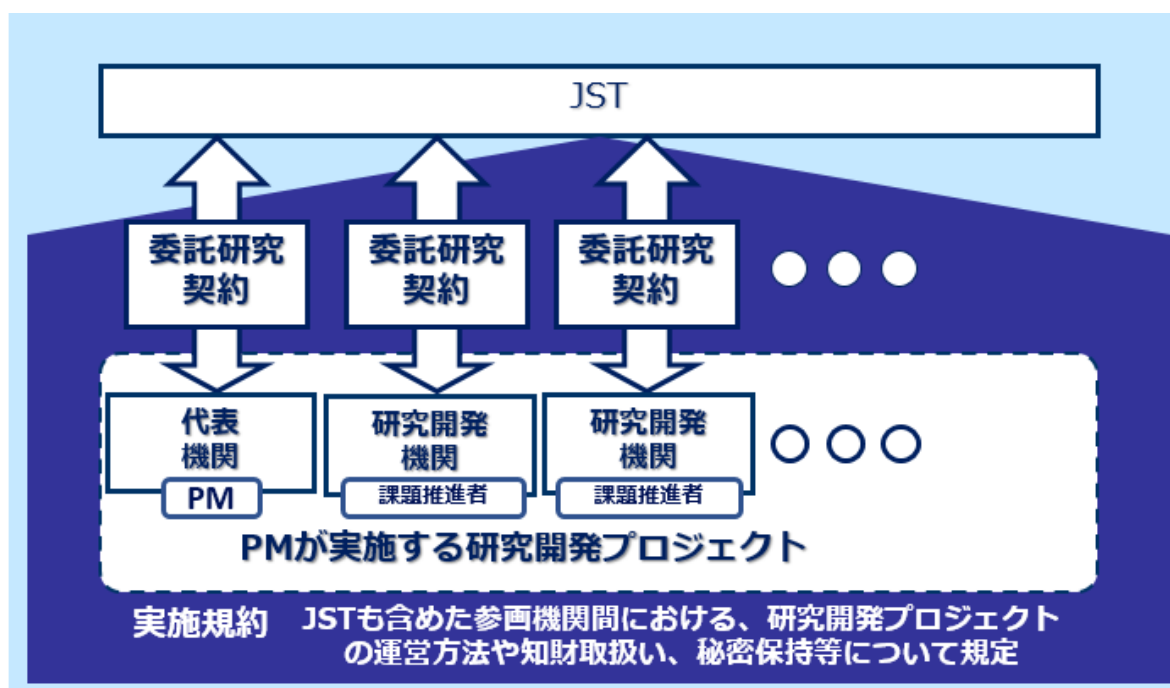


図3 契約体制

3.4 研究開発費

JSTは委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費を加え、委託研究開発費として研究開発機関等に支払います。

3.4.1 直接経費

直接経費は、研究開発機関等において、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費（※2）
- b. 旅費：PM、課題推進者および研究開発計画書に記載されている研究開発プロジェクトの参画者等の旅費
- c. 人件費・謝金：PM、課題推進者、研究参加者の人件費・謝金（※3）（※4）
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費、特許関連経費等（※5）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しく

くは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。

※2 研究開発プロジェクト提案書において、特に高額な機器・設備の導入等、提案するプロジェクト研究費から特に大きな支出を予定しているものについて、摘要と支出予定額の記載を求めています。採択決定後、研究開発プロジェクトの作り込みの過程で、当該機器・設備の購入・運用・共用計画もブラッシュアップ頂きます。また、本事業で実施する各研究開発プロジェクトのより効果的・効率的な実施の観点から、サブ PD やアドバイザー等の協力を得た PD の指揮の下で、購入機器・設備の調整（本事業におけるプロジェクト間での共用の検討を含む）を行うことがあります。

※3 但し、国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国等から人件費を措置されている者で重複する人件費を除きます。また、PM 及び PM の活動を補佐する者の人件費は、代表機関他の規定に則りますが、社会通念上相当であると認められる範囲内とします（事前に JST と協議の上対処するものとします）。

※4 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者となる者（本事業では PM に相当します）を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和 2 年 10 月 9 日）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf

○「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和 2 年 10 月 9 日）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/buyout_seido.pdf

※5 本事業では、研究開発プロジェクト実施期間中に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等出願にかかる経費）について、直接経費からの費用計上を可能としています。

（注） 直接経費として支出できない経費の例

- ・ 研究開発プロジェクトの実施・運営に資する活動の目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 委託研究開発費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

（大学等）<https://www.jst.go.jp/contract/moonshot/2022/moonshota.html>

（企業等）<https://www.jst.go.jp/contract/moonshot/2022/moonshotc.html>

3.4.2 間接経費

間接経費とは、研究開発プロジェクトの実施に伴う研究開発機関等の管理等に必要な経費であり、原則、直接経費に対し、大学等は 30%、それ以外は 10%（ただし中小企業は 20%）が措置されます。

なお、中小企業の定義は中小企業基本法第 2 条第 1 項（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し当該機関の研究開発プロジェクトへの参画が決定した時点の状況に基づいて、判定いたします。

研究開発機関等は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正）に則り、間接経費の使用に当たり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.4.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究開発成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究開発費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究開発機関等の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

3.5 PD による PM に対する進捗管理、評価等

PD がサブ PD やアドバイザー等の協力を得て、PM に対する進捗管理、評価等を行います。

（1）PM に対する進捗管理

PM は、PD の求めに応じて、研究開発プロジェクトの進捗状況について報告を行う必要があります。報告頻度は、原則、概ね半年毎を目安としますが、その限りではありません。また、必

要に応じ、PD はサブ PD やアドバイザー等の協力を得て、進捗状況の把握や助言・指導等を目的として研究開発機関等にサイトビジットを行うことがあります。

(2) PM に対する評価

PD は、サブ PD やアドバイザー等の協力を得て、研究開発プロジェクト実施期間中に PM に対する評価を実施します。評価の実施時期は、プログラムの研究開始時点から 3 年目、5 年目、及び 6 年目以降も継続することが決定した場合は 8 年目及び 10 年目とします。

このほか、研究推進法人において毎年度の自己評価を行います。PM に対する評価は、研究開発計画に定められた研究開発プロジェクト目標や研究開発プロジェクトの進捗を定量的に評価が可能なマイルストーン（基準や条件）に対する研究開発の進捗状況、及び PM のプロジェクトマネジメントの状況に基づき実施します。評価は、作り込み時点から評価時点までの期間における経済・社会環境の変化等外的要因を含む状況も、必要に応じ考慮した上で行います。

評価結果によって、研究開発プロジェクトの計画変更、研究開発費等の増減、中止（PM の解任）となる場合もあります。

【評価の視点】

- MS 目標達成等に向けたプロジェクトの目標や内容の妥当性
- プロジェクトの目標に向けた進捗状況（特に国内外とも比較）
- プロジェクトの目標に向けた今後の見通し
- 研究開発体制の構築状況
- PM のプロジェクトマネジメントの状況（機動性・柔軟性等を含む）
- 研究データの保存、共有、公開の状況
- 産業界との連携・橋渡しの状況（民間資金の獲得状況（マッチング）、スピンアウトを含む）
- 国際連携による効果的かつ効率的な推進
- 大胆な発想に基づく挑戦的かつ革新的な取組
- 研究資金の効果的・効率的な活用（官民の役割分担及びステージゲートを含む）
- 国民との科学・技術対話に関する取組

(3) その他

PD のポートフォリオ管理により、定められた評価時期以外にも運営方法によっては PM 毎に柔軟に見直しなどの機会を設ける場合があります。

3.6 PM 等の役割及び責務について

3.6.1 PM の役割及び責務

PM は、MS 目標達成及び構想実現に向け、国内外のトップ研究者や若手・シニア等多様な研究者の英知を結集し、従来技術の延長にはない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発プロジェクトについて、企画、立案及び実施等、自らの指揮でマネジメントを行うとともに、研究開発プロジェクト全体の責任を負います。

具体的には、以下に掲げる研究開発プロジェクトのマネジメントを、代表機関等による支援を受けつつ、推進します。

【PM が行う研究開発プロジェクトのマネジメント】

① 研究開発プロジェクトの設計

○ 研究開発プロジェクトの企画、立案

- ・ MS 目標達成からバックキャストしたシナリオの策定、研究開発プロジェクト目標・マイルストーンの設定を含む研究開発計画の作成等

○ 研究開発体制の構築

- ・ 研究開発プロジェクト推進に最適な研究開発体制を構築する計画の策定
- ・ 上記計画に基づいた課題推進者の選考等

② 研究開発プロジェクトの実施管理

○ 研究開発の進捗管理

- ・ 各課題推進者の研究開発計画、予算計画、進捗状況の把握や報告書のとりまとめ等
- ・ 必要に応じて、各課題推進者の連携促進
- ・ その他、研究開発実施の全般の管理

○ 研究開発の評価

- ・ 各課題推進者の進捗状況や外部状況の変化等を踏まえ、各課題推進者が行う研究開発の加速、減速、一部研究成果のスピンアウトを含めた方向転換等の柔軟な見直し

○ 研究開発成果の展開

- ・ 知的財産の取扱い方針の策定、並びに知的財産権の適切な取得や技術移転活動等の研究開発成果の展開等

③ PM 活動に対する支援体制整備

○ 代表機関における PM 活動を補佐する者の雇用や労務管理

○ その他、課題推進者間の連携等マネジメント業務に係る体制整備

④ JST との連携等

- PD、サブ PD 及び外部の有識者であるアドバイザー等への報告等
 - ・ PD、サブ PD 及びアドバイザー等への研究開発プロジェクトの進捗状況報告
 - ・ PD、サブ PD 及びアドバイザー等からの助言・指導への対応
 - ・ 評価等への対応
- 調整業務等
 - ・ 研究開発機関、JST 等との実施規約及び契約業務、実施管理上の各種調整業務
 - ・ JST が行うシンポジウム、研修等への協力・参加
- その他、PD 等が指示する研究開発プロジェクトのマネジメント業務

⑤ 研究開発成果の広報・アウトリーチ活動

- ホームページの運用、パンフレットの発行、シンポジウムの開催、プレスリリース
- 研究者が自身の研究活動を社会に対して分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動（国民との科学・技術対話）
- 広報・アウトリーチ活動の JST への報告
- その他、研究開発プロジェクトに関する広報・アウトリーチ活動全般の管理、運営

3.6.2 代表機関の役割及び責務

代表機関は、PM 活動を効果的・効率的に実施できるよう努めるとともに、PM 活動を支援する業務を主に担う、PM の雇用主である機関とします。

代表機関は、JST との契約に基づき、PM 活動を効果的・効率的に実施できる環境を整備し、PM を補佐する者の雇用等、体制を構築した上で、代表機関内外に所属する課題推進者の研究開発の進捗管理や研究開発機関間の連携等の様々な PM 活動を支援します。

具体的には、3.6.1 の【PM が行う研究開発プロジェクトのマネジメント】に係る活動を支援します。

また、代表機関が行う PM 活動に対する直接的な支援に加え、本事業の最先端支援機能による PM 活動の横断的支援について対応を行っていただきます。

3.6.3 課題推進者の役割及び責務

課題推進者は、MS 目標達成及び構想実現に向けて、PM が指示した研究開発プロジェクトにおける研究開発の分担内容を実施します。課題推進者は、PM から指示された当該研究開発の範囲を実施する目的、範囲内で、達成すべき目標に基づいた研究開発計画の立案を行います。その後、

PM から承認を得た研究開発計画に基づいて、研究開発を実施します。なお、課題推進者の研究開発開始に先立ち、課題推進者の所属する機関において、参画する研究開発プロジェクトの実施規約への誓約及び JST との委託研究契約の締結が必要です。

また、研究開発の進捗状況によって、PM が、PD の承認を経た上で当該研究開発に係る研究開発費の増減及び中止等の見直しを行う場合があります。

※ PM 及び課題推進者は、「3.6.1 PM の役割及び責務」、「3.6.3 課題推進者の役割及び責務」に掲げる役割及び責務に加えて、「3.7 契約に当たり PM 及び課題推進者の特に注意すべき事項」を遵守していただく必要がありますので、ご参照ください。なお、PM は、自らも研究開発を実施することが認められた場合は、研究開発を実施するに当たり、課題推進者としても遵守いただく必要があります。

※ 代表機関及び研究開発機関（研究開発機関等）は、「3.6.2 代表機関の役割及び責務」、「3.6.3 課題推進者の役割及び責務」に掲げる役割及び責務に加えて、「3.8 契約に当たり研究開発機関等の特に注意すべき事項」を遵守していただく必要がありますので、ご参照ください。なお、PM が自らも研究開発を実施することが認められた場合は、代表機関は、研究開発機関としても遵守いただく必要があります。

3.7 契約に当たり PM 及び課題推進者の特に注意すべき事項

(1) JSTの委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) PMが採択された後、PM及び課題推進者はJSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認の上、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出いただきます。なお、下記c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究開発費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の委託研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、委託研究開発費の不正な使用等を行わない。
- c. 研究開発プロジェクトの参画者に対して研究開発活動における不正行為及び委託研究開発費の不正な使用を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材（eAPRIN）の受講について周知徹底する。

※ 詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照く

ださい。

- (3) PMおよび研究開発プロジェクトの参画者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材（eAPRIN）等の受講・修了が必須になります。

※ 詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

- (4) PM及び課題推進者は、委託研究開発費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。

※ 詳しくは、「4.13 博士課程学生の処遇の改善について」、「4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について」「4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について」「4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について」をご参照ください。

- (5) 研究開発成果の取り扱い

- a. 知的財産権を適切に取得してください。なお、知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願（または申請）していただきます。
- b. 研究開発プロジェクト実施に伴い得られた研究開発成果を論文等で発表する場合は、ムーンショット型研究開発事業の成果である旨の記述を行ってください。
- c. 「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」（別添2）及び「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針」に基づいて、PMは、成果として生じる研究開発データの保存・管理、公開・非公開、及び公開可能な研究開発データの運用指針を以下の項目毎にまとめた「データマネジメントプラン」を研究開発計画書と併せてJSTに提出し、本プランに基づいてデータの保存・管理、公開 /限定的公開 /非公開の実施を適切に行っていただきます。

- ・ オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

記入項目の詳細は、次の「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針」運用ガイドラインをご覧ください。

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf

＜データマネジメントプランの記入項目＞

- ・ 管理対象となる研究開発データの保存・管理方針
- ・ 研究開発データの公開・非公開に係る方針

- ・ 公開可能な研究開発データの提供方法・体制
 - ・ 公開研究開発データの想定利用用途
 - ・ 公開研究開発データの利活用促進に向けた取組
 - ・ その他特記事項
- d. 先進的なデータマネジメントとして、オープン・クローズ戦略に基づき研究データの保存・共有・公開等の区分を明確化し、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）等の活用を図るなどにより、研究者間の情報交換や研究データの保存・共有・公開を促進していただきます。なお、NII Research Data Cloudを使用する場合には、研究データへのメタデータ付与の正確性担保及び入力負荷削減のため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録された本公募に係る情報のうち必要な情報がNII Research Data Cloudへ提供されます。
- e. JSTが国内外で主催するワークショップやシンポジウム、本事業のMS目標や構想における、研究開発の連携促進・相乗効果を目指した横断的な活動やアウトリーチ活動等において、研究開発プロジェクトの研究者とともに参加し、研究開発成果の発表等をしていただきます。また、研究開発活動の推進の中で、グローバルな活動・発信も積極的に行われることを期待します。
- (6) JSTは、研究開発プロジェクト名、研究開発プロジェクトの参画者や委託研究開発費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）及び内閣府（「4.34 e-Rad上の課題等の情報の取り扱いについて」）へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、PM、課題推進者等に各種情報提供をお願いすることがあります。
- (7) 本事業に係る評価等や、研究開発プロジェクト終了後一定期間を経過した際に追跡評価を行う場合があります。その際には、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

3.8 契約に当たり研究開発機関等の特に注意すべき事項

研究開発機関等は、研究開発プロジェクトを実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発プロジェクトを効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究開発機関等におけるPM活動の実施及び研究開発実施は認められません。

- (1) 研究開発機関等が国内機関の場合

- a. 研究開発機関等は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません。また、実施規約、委託研究契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは研究開発機関等での PM 活動及び研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究開発機関等における PM 活動及び研究開発の実施は認められません。

※ 委託研究契約書の雛型は、以下の URL をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_moonshot_keiyakusho.pdf

- b. 研究開発機関等は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究開発機関等の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努める必要があります。また、研究開発機関等は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（「4.28「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究開発機関等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究開発機関等の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究開発機関等は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（「4.32「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究開発機関等は、上記 b. c. 記載のガイドラインの内容を研究開発プロジェクトの参画者に十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究開発機関等は、委託研究開発費の執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究開発機関等の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります（科学研究費補助金を受給している研究開発機関等は、委託研究開発費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究開発機関等における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です）。
- f. 研究開発機関等は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が研究開発機関等に帰属する旨の契約を当該研究開発機関等に所属する研究開発プロジェクトの参画者と取り交わす、ま

たは、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究開発機関等と雇用関係のない学生が研究開発プロジェクトの参画者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発プロジェクトの実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究開発機関等に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究開発機関等は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究開発機関等は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究開発費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究開発費縮減の措置を行うことがあります。また、研究開発プロジェクトの評価等の結果を踏まえて、研究開発費の増減や契約期間の変更、研究開発プロジェクト中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発プロジェクトの継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究開発機関等は、これらの措置に従う必要があります。
- i. 研究開発機関等が、国又は地方公共団体である場合、当該研究開発機関等が委託研究契約を締結するに当たっては、研究開発機関等の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、研究開発費の返還等の措置を講じる場合があります。）。
- j. PM 活動及び研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発プロジェクトに参画しかつ研究開発機関等に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。
 - ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
 - ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
 - ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」

- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」

- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」

- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修

(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、研究開発費の全部又は一部の執行停止を研究開発機関等に指示します。その場合、指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約及び実施規約に反しない範囲で他の課題推進者が所属する研究開発機関等との間で共同研究開発契約を締結する等の措置を講じてください。
- l. 委託研究開発費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

(2) 研究開発機関が海外機関の場合

- a. 研究開発機関は、原則として JST が提示する「共同研究契約書」雛形を用いて委託研究契約を締結しなければなりません。間接経費は直接経費の 30%以内となります。また、委託研究契約書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。採択後 3 ヶ月以内に委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究開発機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究開発機関における研究開発実施は認められません。
- b. 研究開発機関は、委託研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究開発機関の責任において適切に委託研究開発費の支出・管理を行うとともに、委託

研究開発費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、研究開発機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。

c. その他、条件の詳細については、最新の「共同研究契約書」雛形をご覧ください。

※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト¹」に掲載されている機関等、安全保障貿易管理の観点から、JST が委託研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

3.9 その他留意事項

3.9.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取組の一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（基準額 30 万円に支援月数を乗じた額）を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.9.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

1 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

第4章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」をご参照ください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム（eAPRIN を含む）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、本公募ウェブページをご参照ください。

本公募ウェブページ

<https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/index.html>

下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と入力してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

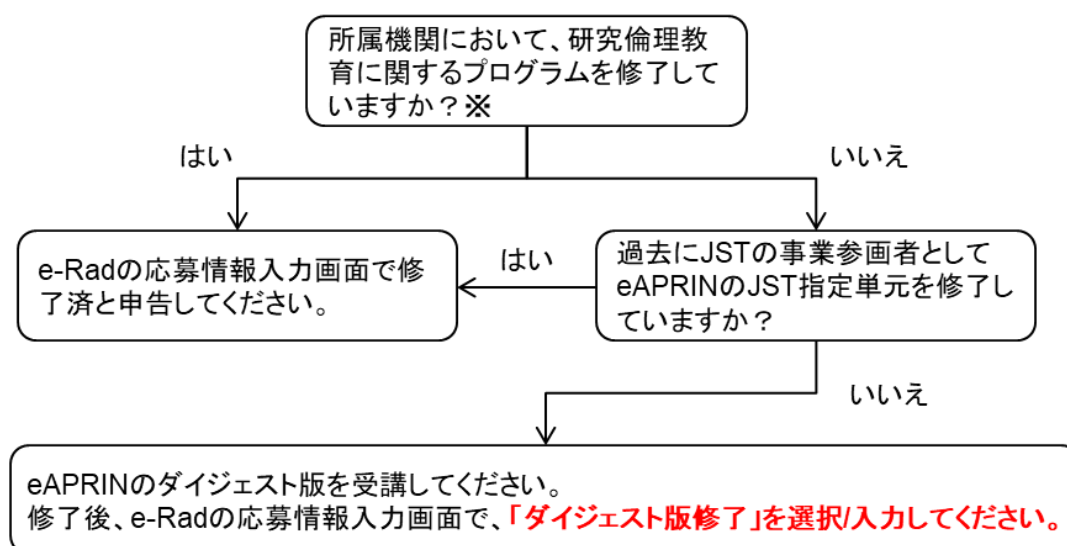
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 ムーンショット型研究開発事業部

E-mail : moonshot-koubo@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、提案者名、研究開発プロジェクト名を記載してください。件名に【2025PM 公募（MS●）】（●に目標番号を記入）と明記してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動―気づき、学びのためのケースブックス―」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN (一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラムまたは教材を履修している場合を除きます)。

4.2 重複応募の制限

本事業の公募に関して、以下のとおり重複応募の制限を設けます。

JST 内外の他事業についても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると判断される場合には、提案書の不受理など一定の措置を行うことがあります。

※ 詳しくは、「4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

- (1) 一人の提案者が、同一の MS 目標に対し、複数の研究開発プロジェクトを提案することはできません。
- (2) ムーンショット型研究開発事業において、PM は複数のプロジェクトの PM を兼ねることはできません。
- (3) 一人の提案者が、複数のムーンショット目標に対し、研究開発プロジェクトを同時に提案することはできません。
- (4) 今回の公募の結果、2 件以上の研究開発プロジェクトに PM または課題推進者として参画することになった場合は、研究開発内容や規模等を勘案した上で、PD の判断により、研究開発費の減額や当該研究者が参画する研究開発プロジェクトのうち、一部の課題の参画を認めない等の調整を行うことがあります。

【参考】

表：研究開発プロジェクトへの応募・参画の可否

本提案プロジェクトでの立場 現在参加中の ムーンショット プロジェクトでの立場	本提案プロジェクトでの立場	
	PM (提案者)	課題推進者 (注 1)

PM	不可（注 2）	可（注 4）
課題推進者（注 1）	可（注 3）（注 4）	可（注 4）
（注 1）JST が推進する MS 目標（1, 2, 3, 6, 8, 9, 10）では、「MS 目標達成及び構想実現に向けて、PM が指示した、研究開発プロジェクトにおける研究開発の分担内容を実施する者」を「課題推進者」と定義しています。なお、他法人が担当する MS 目標（4, 5, 7）においても、上記の「課題推進者」は、この定義を準用するものとします。 （注 2）ただし、同一期間に複数のプロジェクトの PM を兼ねないことが見込まれるのであれば応募は可能です。 （注 3）全実施期間を通じ、責任者として研究開発プロジェクト全体の責務を負えるかなど、公募要領別紙 1（（目標●）（●は目標番号）「6.1 PM 候補者として、提案者に求める要件」に記載の要件が十分に満たされるかも評価します。 （注 4）選考の結果研究開発プロジェクトに参画することになった場合には、過度の集中、不合理な重複を考慮し、PD の判断により採択先の研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります。		

4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」といいます。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

（i）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、PM 及び課題推進者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」といいます。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」といいます。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」といいます。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報につ

いては、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下のとおり取り扱います。

- ・応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

（ii）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」（令和6年12月18日 文部科学省 科学技術・学術政策局）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性といった共通の価値観に基づく開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については文部科学省のウェブサイトを参照してください。

○「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」（令和6年12月18日 文部科学省 科学技術・学術政策局）

https://www.mext.go.jp/content/20241218-mxt_kagkoku-000039402_1-1rrr.pdf

4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給

状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutat

日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和6年6月4日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第17条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属することを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社がM&A等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、JSTは当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本事業においては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JSTへ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

4.6 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第

2321 号の厳格な実施について」(令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡)において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

(外務省告示第 463 号 (平成 28 年 12 月 9 日発行))

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を含む本事業の事務処理説明書を参照してください。

(大学等) <https://www.jst.go.jp/contract/moonshot/2022/moonshota.html>

(企業等) <https://www.jst.go.jp/contract/moonshot/2022/moonshotc.html>

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から PM の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。（※詳しくは、「3.4.1 直接経費」をご参照ください。）PM の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和 5 年 2 月 8 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

- 「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和 2 年 10 月 9 日）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf

- 「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和 2 年 10 月 9 日）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/buyout_seido.pdf

4.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.11 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日、令和5年5月31日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2024」（令和6年6月4日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援

プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
[競争的研究費改革に関する検討会（平成 27 年 6 月 24 日）]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（令和 3 年 3 月 26 日）]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略 2024」[閣議決定（R6 年 6 月 4 日）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2024_zentai.pdf
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5 年 5 月 24 日改正）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2 年 9 月 10 日改正）]
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4 年 3 月策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標と

して掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意事項）

- ・ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度※の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

（※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40万円以上45万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19日～20日）の勤務時間（7時間45分～8時間）で除した上で、

博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)」や「男女共同参画基本計画(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者

や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。
- ・上記 2 点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

また、体格や身体の構造と機能の違いなど生物学的性（セックス）や、社会的性（ジェンダー）など、性差等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

- ・性を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における性との関わりを検討し、必要に応じて性差等を考慮して実施してください。

4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和 2 年 12 月 18 日改正）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- ・ 提案書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」といいます。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）を記載してください。なお、キャリア支援活動計画は選考の際に確認します。
- ・ 若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方に基づき、上記の提案書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に含めることができます。
- ・ 中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告して頂きます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

4.18 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.19 社会との対話・協働の推進について

『『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

4.20 オープンサイエンスの促進について

(1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 3 月改定）。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業の研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※ 1）、JST の求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※ 1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。加えて、国の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

（※ 1）DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- 研究 DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス(内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

(統合イノベーション戦略推進会議)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目 (2025 年 1 月時点)

https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映 (改正) を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.22 NBDC からのデータ公開について」もご参照してください。

(2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和 7 年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業(※ 2)、創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※ 3)は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 令和 6 年 2 月 16 日決定)」の実施にあたっての具体的方策(令和 6 年 10 月 8 日改正 関係府省申合せ)」(以下「具体的方策」という。)に従って、学術雑誌への掲載後、即時(※ 4)に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)(※ 5)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Rad を通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該当、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子について記入する必要があります。

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL : https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策（令和6年10月8日改正 関係府省申合せ）

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、JST が運用する Jxiv や GRANTS Data（2025 年度リリース予定）等のリポジトリをご活用ください。

- (※2) 戦略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）は除く。
- (※3) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。」とされている。
- (※4) 具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバーゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定す

る前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後3か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。

(※5) 「NII 研究データ基盤 (NII Research Data Cloud) の概要」(国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター) (<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「【Moonshot R&D】 Grant Number 【10】 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の【10】桁の体系的番号は、【JPMJMS+課題番号 4 桁】です。課題番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST 【Moonshot R&D Program】 Japan Grant Number 【JPMJMSxxxx】 .

【和文】

本研究は、JST【ムーンショット型研究開発事業】【JPMJMSxxxx】の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.22 NBDC からのデータ公開について

JSTのバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) でも、NBDC (現 情報基盤事業部 NBDC 事業推進室) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデ

データベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

4.23 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」といいます。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3 R の原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

4.24 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本事業で開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託（※）いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

4.25 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究、又は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が適用される研究等（以下、「治験・研究」といいます。）の倫理審査等について、原則として、機関共同研究を実施する場合には一括審査を行ってください。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、この限りではありません。

本事業において、多機関共同研究における治験・研究を行う場合、その実施の適否について、一括審査を行うことが必要です。また、一括審査の記録については、治験・研究のルールに準じて一定期間の適切な管理を行ってください。状況把握のために、必要に応じて、研究機関に照会を行うことがあります。

（参考）規制改革実施計画（令和 6 年度）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf

P.51-52 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

【該当部分】

- b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、a の目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究

4.26 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 6 年 1 月時点で 12 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより御覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.27 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.28 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

- (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認

める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の回答・提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を回答・提出することが必要です。（チェックリストへの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和7年4月1日以降に、文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和7年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和6年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが（※委託研究契約締結時期が、令和7年12月1日より前の場合）、こちらに該当する場合は令和7年度版チェックリストに係る回答・提出手続きを令和7年12月1日までに行ってください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（下記 URL は、令和6年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.29 不正使用及び不正受給への対応

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※3.4
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2 1 以 外	① 社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断される もの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年

	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・表中※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.30 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和 7 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 6 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.31 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.32 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和7年4月1日以降、ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和7年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00006.html

（上記 URL は、令和6年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。）

（※1）提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイト参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

（※2）文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

（3）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

（i）契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加※資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまで

は認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10 年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3 年
	特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの			1～2 年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JSTが行った措置等）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事業の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.33 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただく必要があります。

4.34 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開すると共に、公開情報として JST 他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

4.35 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

4.36 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（<https://researchmap.jp/>）は JST が運営する日本の研究者情報データベースとして 37 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録・更新くださるようお願いいたします。

4.37 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.38 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1 年 6 ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

4.39 「スタートアップ育成 5 か年計画」への対応について

令和 4 年 11 月 28 日の「新しい資本主義実現会議（議長内閣総理大臣）」において「スタートア

ップ育成5か年計画(※)」が決定されたことを踏まえ、スタートアップの起業加速と、既存大企業によるオープンイノベーションの推進を通じて、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムの創出に貢献するべく、本事業ではスタートアップからの提案、スタートアップを含む提案を強く推奨しています。また、研究開発プロジェクトの実施中においては、社会実装を見据え新たなスタートアップの参画を促すよう努めてください。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/shiryou1.pdf

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/gijisidai.html

第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募に当たっては、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」といいます。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

※e-Rad を利用するに当たっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。
また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までに、研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録申請

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」（<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>）から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手したID、パスワードでe-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト

(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

(2) e-Rad での応募申請

・研究者による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、「5.3 その他」に記載の事業担当まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<注意事項> ①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と提案様式の添付が必要です。

アップロードできる提案様式の電子媒体は 1 ファイルで、3MB 以内を目途とし、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に「5.3 その他」に記載の事業担当へ問い合わせてください。

②応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

5.3 その他

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、選考状況、採否に関する問合わせ

には一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する 問い合わせ	JST ムーンショット 型研究開発事業部	お問い合わせは必ず電子メールで願 いいたします。 E-mail : moonshot-koubo@jst.go.jp 受付時間 : 10:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除 く ※件名に【2025PM 公募 (MS●)】(● に目標番号を記入) と明記してくださ い。 電話 : 03-5214-8419 ※ <u>締切当日かつ緊急時</u> に限り、電話での お問い合わせを受け付けます。電話でご 質問をいただいた場合でも、電子メール での対応をお願いすることがあります。
e-Rad の操作方法に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

○ムーンショット型研究開発事業 公募ウェブサイト

(<https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/index.html>)

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

ムーンショット型研究開発事業 本公募ウェブページ

<https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/index.html>

に最新の情報やよくあるご質問を掲載していますので、あわせてご参照ください。

【問い合わせ先】

お問い合わせは、必ず電子メールでお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ムーンショット型研究開発事業部 PM 公募問い合わせ担当

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

E-mail : moonshot-koubo@jst.go.jp

※件名に【2025PM 公募（MS●）】（●に目標番号を記入）と明記してください。